

6 専門的知識を有する人材の養成

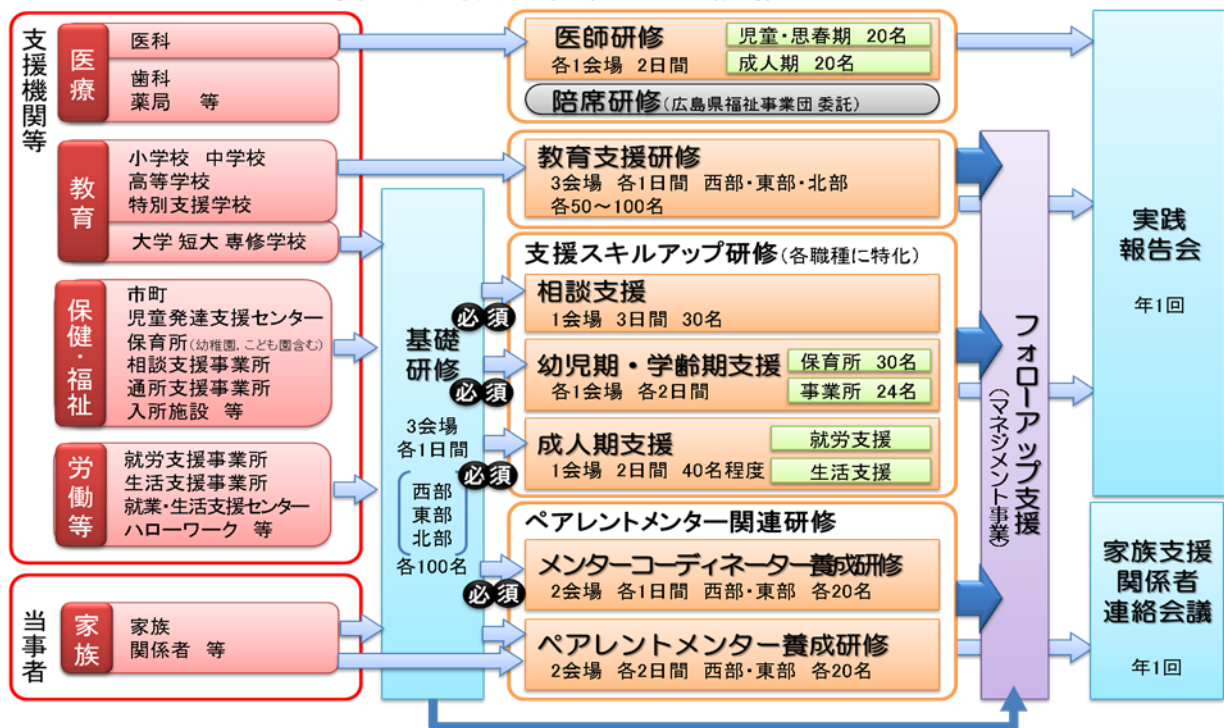
目指す姿

個々の発達障害者の特性に応じた支援を適切に行える専門的知識を有する人材が確保されるための研修体制が整備されています。

<取組の方向>

取組の内容	担当
1 専門的知識を有する人材の養成 （法第23条）	
発達障害児・者に対応するあらゆる支援関係者に対する基礎研修の実施	県（健康福祉局） 県発達障害者支援センター
医療、福祉、教育、就労等の各分野の支援者に対する支援スキルアップ研修の実施	県（健康福祉局） 県発達障害者支援センター
医師、コメディカルに対する陪席研修の実施	県（健康福祉局）

発達障害支援人材育成研修構成（H29年度）



※広島県発達障害者支援センター，広島県福祉事業団への委託，実施分

<指標>

指標	現状
県発達障害者支援センターによる研修件数	12件 (平成29年2月)

課題、取組の必要性

1 専門的知識を有する人材の養成（法第23条）

- 専門的な人材が少ないことで、発達障害児・者に対して適切な対応がとられない、遅れがちになるといった課題があります。そこで、発達障害児・者に対応する医療、保健、福祉、教育、労働、司法等の幅広い関係職種に対して、発達障害やその個々の特性についての基礎的な知識を身に着け、理解を促進させる研修を実施する必要があります。
- また、医療、福祉、教育、労働等の関係職種に対して、発達障害やその個々の特性についての、より専門的な知識や資質の向上を図るため、それぞれの職種に特化した演習を含むスキルアップ研修や、そこで身に着けたスキルを各職場で活用するためのフォローアップ支援を実施する必要があります。
- さらに、発達障害の診断ができる小児科、児童精神科等の医師や、それをサポートするコメディカルを養成するため、専門医の実際の診察場面等に陪席する形の研修についても、強化していく必要があります。

現在の取組

- **精神保健福祉関係者の人材育成**
県立総合精神保健福祉センターにおいて、保健所、市町、相談機関、医療機関等精神保健福祉業務に従事する職員を対象に発達障害に関する研修を実施しています。
- **県発達障害者支援センターによる人材育成**
 - ・ 「発達障害ハンドブック」を活用し、行政や事業所職員等を対象とした研修、教員を対象とした研修、保育所・療育支援事業所等職員を対象とした応用研修によって、専門的な支援を行う人材を養成しています。

【研修概要】

研 修 名	対 象 者
発達障害支援スキルアップ研修（相談支援）	保健師，行政職員，相談支援事業所職員 等
発達障害支援スキルアップ研修（療育支援）	保育士，障害児通所支援事業所職員 等
発達障害支援スキルアップ研修（就労支援）	就労移行支援事業所職員・就労継続支援事業所職員 等
発達障害児教育支援スキルアップ研修	小学校，中学校，高等学校，特別支援学校教員 等
発達障害支援スキルアップ研修（アドバンス）	保育士，障害児通所支援事業所職員 等

- ・ 医師を対象とした、発達障害の診療、診断に係る研修によって、専門的な知識を有する医師を養成しています。
- **わかば療育園、福山若草園による研修**
医師・コメディカルを対象として、発達障害の専門医の診察等に陪席し、専門的な医療支援を行う人材を養成しています。